

4 ページ 発信!

奄美 シマの 自然と文化を

世界へ!

発行：環境省奄美自然保護官事務所

NEWS

このニュースレターでは、奄美群島にお住まいのみなさんに、世界自然遺産登録や国立公園指定に向けた取組状況をお知らせします。ぜひお読みいただき、奄美のことを一緒に考えていきましょう!

LETTER

平成24年10月31日に奄美市名瀬で、環境省が主催する「世界自然遺産講演会 奄美 ～世界自然遺産への道～」が開催されました。講演会は2部構成で行われ、第一部ではニュージールランドのレスリー・モロイ氏の講演が行われ、約240名もの方々が来場してくださいました。モロイ氏は、屋久島や白神山などの世界自然遺産の登録に際して、国際自然保護連合(IUCN)の調査団の一員として来日し、世界自然遺産推薦地域の調査・評価を行った。これから世界自然遺産に推薦しようとする地域に対する助言を行う等の経験を豊富に持った世界自然遺産の専門家です。講演では、世界遺産とその登録状況、奄美・琉球諸島の世界遺産登録基準との適合状況、遺産登録に向けた課題と課題解消への助言についてお話ししていただきました。以下に、お話の中から世界遺産登録基準の適合状況と遺産登録に向けた課題についての内容をご紹介します。

世界自然遺産講演会

～奄美 世界自然遺産への道～ が開催されました

●世界遺産登録基準との適合状況について●

- 固有の植物、両生類、は虫類、無脊椎動物(昆虫など)、固有の哺乳類、多様な鳥類の存在から、
 - 大陸との分離結合を繰り返した歴史を持つ島々が連なり多くの遺存種(いわゆる生きた化石)がいること
 - 東アジア・東南アジア・大洋州の生物が混在していること
 - 生物の固有性が高いこと
 - 多くの生物の分布限界(多くは北限)となっていること
 - 異なる島ごとに環境に適応して種の分化が進んでいること
 - 異なる島嶼群でそれぞれ生物の複雑な関係が見られること
- 等が評価され、世界遺産の登録基準の一つを満たす可能性が十分にある。

●遺産登録に向けた課題について●

- 自然環境保全上重要な地域の法的な保護(保護地域の指定)
- 地域全体の自然環境や生態系への配慮
- マングースやネコなど外来種による生態系への悪影響排除
- 希少な動植物の盗掘密猟対策
- 自然環境保全の施策に対する地域社会の理解向上 など

※現在、行政など関係機関が協力しながらこれらの課題に取り組んでいるところですが、取組状況については改めてご紹介していきたいと思ひます。

次ページに続く→



島一問一答
知恵

いねじい
ちせんの
講へえ
座



2

コリア
かこいちゃん
じいちゃん
ばあちゃん



3

「感心ねー」ち
「なんだ、ばあちゃん。
言った、
「なんかは遊ぶところが
汚れてたり
イヤだから、
拾ってあげよう」
ち 爽やかに笑うのよね。

かこいちゃん
見いよ。2。

波乗り?

サーフィンが

かこいちゃん

ばあちゃん



かこいちゃん

じいちゃん

なんでも

ポイ捨てしたの?

い、いや、たまには

タンクトップを脱いで...

そんなのが

かこいちゃん

大昔のはなし。

観たあとの一服は

最高じゃあやあ

帰るしか

ボギー気分じゃあ

ポイント

ギョウジ

ギョウジ

ギョウジ

ギョウジ

ギョウジ

ギョウジ

ギョウジ

ギョウジ

ギョウジ

ギョウジ

ギョウジ

自分たちが捨てた

ゴミ

なごい

みんなが

海で気持ち

よへ遊べる

よへ遊べる

サーファアの

皆んなが

「かこいちゃん

NGO。

かこいちゃん

かこいちゃん

かこいちゃん

かこいちゃん

かこいちゃん

かこいちゃん

かこいちゃん

かこいちゃん

「みんなの家(島)。

だから、

綺麗にしようの

当たり前」

ち、きこられる

カッパイ人が

増えたら嬉しいね

ち、きこられる

カッパイ人が

増えたら嬉しいね

ち、きこられる

カッパイ人が

増えたら嬉しいね

ち、きこられる

カッパイ人が

増えたら嬉しいね

ち、きこられる

カッパイ人が

増えたら嬉しいね

「みんなの家(島)。

だから、

綺麗にしようの

当たり前」

ち、きこられる

カッパイ人が

増えたら嬉しいね

ち、きこられる

カッパイ人が

増えたら嬉しいね

ち、きこられる

カッパイ人が

増えたら嬉しいね

ち、きこられる

カッパイ人が

増えたら嬉しいね

ち、きこられる

カッパイ人が

増えたら嬉しいね

編集後記

20 数年ぶりに会った友達と釣りに行った時のこと。昔はタバコを吸っては「ポイツ」と投げ捨てていた友達。釣りの途中で一服。終えると吸殻を携帯灰皿へ! ビックリして「どうしたの?」と尋ねると、ニヤリと笑って一言。「海が汚れるでしょ」。彼はそこから更に進化して今や禁煙人。携帯灰皿、禁煙と二回もかっこいいところを見せつけられ、反省中の黒豚でした。(黒豚編集長)

連絡先：環境省奄美自然保護官事務所
電話：0997-55-8620

～コラム～ 奄美の山 ひとり歩き

今年は台風がたくさんやってきた。奄美大島に来てはじめてまともに直撃を受け、その凄まじさに驚いた(徳之島に閉じ込められて帰れなくなりました...)

『他の島は大丈夫か?』と心配だったが、実際にはかなりの被害が出てしまったようだ。ここ数年豪雨や不作など暗い話題をよく耳にする。

人間は自然には勝てない。自然なしでも生きていけない。その素晴らしい面も恐ろしい面も併せて、自然と調和した島らしい暮らしがこれからも残していけたらいいと思う。



2010年10月20日。豪雨災害時に溢れそうな新川(奄美市)

■第2部では、モロイ氏の講演を受けて関係機関等による意見交換会が行われました。

意見交換では、次のような意見が印象に残りました。



地域行政として、世界遺産登録への取組について住民への啓発活動をしっかりと進めていきたい。

世界遺産は、世界の自然の最も重要なものを登録するものであり、奄美がそれに該当する可能性があるというのは素晴らしいことである。

観光サイドからみれば観光客は増えて欲しいが、単に観光客が増えて経済が潤うというスタンスだけでなく、登録までの間に様々な課題に取り組んでいく必要があると感じた。

世界遺産登録の目的は観光ではない。観光客が増えるのは結果であると捉えるべき。

世界遺産登録を目指すにあたり、地域の意識がいかに重要かと感じている。



意見交換会を終わる際に、モロイ氏からは次のようなコメントをいただきました。

1993年に屋久島と白神山地の審査で訪れた際は今日のような会合はなかったが、今日はこのような素晴らしい反応があり、市町村長からも世界遺産に対する地域の支援の声を聞けたことはとても良かった。



環境省はリーダーとなって、県、市町村、大学、専門家、NGO、観光関係者、企業等の関係者の参加を促し、奄美・琉球諸島の世界遺産登録を進めていってほしい。

世界遺産に登録したら必ずいいことがあると考えるのは間違いである。如何に自然を損なわないように利用して地域の経済発展につなげていくかについての仕組みやシナリオ作りとセットで進めていく必要がある。

既に世界自然遺産に登録されている4地域（屋久島、白神山地、知床、小笠原諸島）を見ると、登録後の変化が異なる。奄美では、自然保護だけでなく地域の経済や社会生活も含めてどのように対応していくかを考える必要がある。

世界遺産と産業との共存・調整は、他地域でも課題となっている。奄美では林業との調整が課題と認識している。方向性としては林業とうまく共存した新しい考え方の世界遺産・国立公園像を示す必要がある。生態系の管理や利用についてもこれまでと違う感覚での検討が必要。

※この講演会の後、11月2日には鹿児島市でモロイ氏の講演を含むシンポジウムが開催され、約350名の方々が来場してくださいました。講演と併せて世界遺産に向けた取組報告やパネルディスカッションが行われて「世界遺産を活かした地域づくり」について議論が行われました。

奄美群島では現在、国立公園の指定や世界自然遺産への登録に向けた取り組みが進められています。新聞などでも記事を見かけることがあると思いますが、「そもそもところがよくわからん！」という方もまだ多いと思います。

公園・遺産Q&Aも今回が連載3回目です。「国立公園や世界遺産になると何でもできなくなるのでは？」という不安をお持ちの方も多いようなので、今回はその辺を具体的にQ&Aしてみました。

公園・遺産

これまでのQ&Aを見逃した方も安心ください。何度も繰り返し掲載していく予定です。また、過去のQ&Aをご希望の方は環境省奄美野生生物保護センター（0997-55-8620）までご連絡ください。

Q 国立公園は国有地や公有地のみを指定するものなのですか？

A 国立公園の区域は、民有地であるか国有地であるかは問われません。土地所有の如何にかかわらず指定することができます。

Q 集落や畑が国立公園に指定されることもあるのですか？

A 国立公園は、単に自然が素晴らしい場所が指定されるわけではなく、自然の風景地として優れた場所が指定されますので、指定範囲は広範囲に及びます。このため、その区域内に集落や畑が含まれることもありえますし、集落景観や田園景観が優れていることが理由で指定範囲に含まれることもあります。

Q 国立公園に指定されると庭木を切ったり、庭の石も拾えなくなるのですか？

A 庭の木を伐ったり、石を拾ったり、庭の草刈りをするのは、当然できます。

Q 国立公園に指定されると畑を耕すこともできなくなるのですか？

A 現在畑になっているところで畑を耕すことに支障はありません。ただし、現在森林になっている・樹木が生えている場所で木を伐って畑にするには許可が必要になります。

Q たんかん畑など果樹園の果樹を伐りたいが許可申請が必要ですか？

A たんかん畑など農業用に栽培された果樹を伐るのに許可申請は必要ありません。

Q 木が倒れそうになっていて、道路に落ちてきたり、家屋等を直撃しそうなので伐りたいが許可申請が必要ですか？

A 通常、そのような危険木を伐るのに許可申請は必要ありません。（ただし、特別保護地区内の場合は除く）

Q 台風等災害で家屋が壊れた場合も、許可申請しないと修理できないのですか？

A ●既存の家屋や工作物を元通りに修理する場合は許可は必要ありません。また、災害等で道路その他の施設が損壊し、すぐに応急の措置しなければならない場合には許可申請している時間などないですから許可申請は必要なく、事後の非常災害届出の提出で対応することができます。ただし、本格復旧工事をする場合は別に許可が必要になる場合もあります。

Q 最も規制の厳しい特別保護地区に指定されるとその区域内の川でタナガやカニ、ウナギ等を捕ることができなくなるのですか？

A 特別保護地区に指定された区域内ではあらゆる動植物の捕獲・採取・殺傷・損傷に規制がかかりますが、タナガ、カニ、ウナギ等魚介類の捕獲には規制がかかりません。

Q 国立公園に指定されると、海でタコや貝、魚、アオサなど魚介類採取ができなくなるのですか？

A 海域には「普通地域」と「海域公園地区」という2種類の地種区分（ゾーニング）があります。普通地域では魚介類採取は規制対象となっておりません。また、海域公園地区においては、指定された種に限り魚介類をはじめとする動植物の採取等に規制がかかりますが、通常の場合、地域住民が慣習として長い間採取している種を規制対象とするのはあまり考えにくいことだと思います。

Q 国立公園になっている道路沿線に、南国っぽさを出すために通年花が咲く外来の植物を植えたいが・・・

A 国立公園内で最も規制が厳しい特別保護地区では植物を植えたり、種をまいたりすることにも規制がかかりますが、特別保護地区以外の地域では、生態系や生物多様性、もしくは景観に悪影響を及ぼす恐れがあることから環境大臣が指定した植物だけが植栽や種まき等の規制対象になります。

Q 固有種以外の植物や果実の持ち込みや、栽培は出来ますか？

A 国立公園内で最も規制が厳しい特別保護地区では植物を植えたり、種をまいたりすることにも規制がかかりますが、特別保護地区以外の地域では、生態系や生物多様性、もしくは景観に悪影響を及ぼす恐れがあることから環境大臣が指定した植物だけが植栽や種まき等の規制対象になります。また、島の全域が国立公園になるわけではなく、国立公園にならない区域には国立公園の規制はかかりません。ただし、生態系等に悪影響を及ぼす外来植物は、一度入ってしまっただけでは対処が非常に難しいので慎重さも必要です。

Q 店の看板が古くなったので新しいものを出したいが許可申請が必要ですか？

A 地上から看板最高部の高さが2.5m以下で、建物壁面や工作物に看板を表示・掲出する場合は許可申請は必要ありません。それ以外なら許可が必要です。

Q 国立公園になるとイノシシ猟もできなくなるのですか？

A 最も規制が厳しい特別保護地区では、あらゆる動植物の採取、損傷、捕獲、殺傷が規制されます。このため、イノシシ猟にも規制がかかります（鳥獣保護法で許可された有害捕獲はOK）。特別保護地区以外の地域（特別地域や普通地域）では、イノシシ猟は規制されません。

普通地域)では、イノシシ猟は規制されません。

Q 国立公園になるとハブを捕ったり殺したりできなくなるのですか？

A 国立公園では、場所により規制がとても強い所や比較的緩やかな所があります。最も規制が厳しい特別保護地区ではあらゆる動植物の捕獲採取なども規制されます。ですが、国立公園の利用に際して、利用者に危険を及ぼす動物の捕獲殺傷や、農業被害を及ぼすねずみ類の捕獲殺傷は規制の適用がされません。このため、ハブの捕獲殺傷に法的規制がかかることはありません。しかし、ハブも生態系の一員であり、むやみに捕ったり殺したりすれば生態系全体に悪い影響を及ぼすこともありうることに留意が必要です。また、同様に『世界自然遺産に登録されたらハブを捕ったり殺すことができなくなるのか』と疑問をお持ちの方もいらっしゃると思いますが、世界遺産の保護は国内の法律（規制）で行うので、国立公園と同じです。

Q 世界遺産に登録されたら、その区域に立ち入れなくなるのですか？

A 上のとおり、世界遺産区域は国内の法律等により保護管理が行われますので、国内の法律や制度によって立ち入りの制限の有無も変わります。国立公園では、「立入制限地区」や「利用調整地区」に指定されなければ立入制限はありません。

Q 奄美を世界自然遺産に登録するにはどんなことをする必要があるのですか？（どんな課題があるのですか？）

A 奄美は、大陸とくっついたり離れたりを繰り返して今の姿になった島々の成り立ちを反映して、既に大陸では絶滅してしまった生き物（遺存固有種）が生き残っていたり、生き物がそれぞれの島で独自の進化をとげて固有種となっているといった点や絶滅のおそれのある希少な動植物の重要な生息地生育地となっていることが評価されて世界自然遺産の候補地となっているので、

- ①固有又は希少な動植物の生息地生育地として重要な場所を国立公園などの保護地域にすること
- ②固有又は希少な動植物やそれらで構成される自然（生態系）に悪影響を及ぼすマングースやノネコなどの外来生物対策を実施・強化すること
- ③希少な植物などが人に採取されて減少したり、アマミノクロウサギなど希少な動物が交通事故により減少したりすることを防ぐこと
- ④地域社会（住民）の理解と協力が主要な課題と考えられています。また、
- ⑤世界自然遺産として貴重な自然を保護継承しつつ、いかにその効果を社会経済や文化継承など地域全体に波及させていくことや地域づくりに活かしていくことも地域にとってとても重要な課題だと認識しています。